

奨学金に関する不服審査会規程を次のように定める。

令和2年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉岡知哉

## 奨学金に関する不服審査会規程

(設置)

第1条 組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条の規定に基づき、機構に奨学金に関する不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(役割)

第2条 審査会は、行政不服審査に関する規程(独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第14号)第11条の規定により諮問を受けた奨学金に関する処分又は不作為に係る事案について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審理員の行った審理手続及び法令解釈の適正性並びに裁決案の内容の妥当性等を審査し答申を行う。

(組織及び委員の委嘱)

第3条 審査会は、3名の審査会委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員は、中立・公正の立場で客観的に処分に係る不服審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前委員の任期の残存期間とする。

(審査会の運営)

第4条 審査会に主査を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 審査会は、主査が招集し、その議長となる。

3 主査に事故又はやむを得ない理由があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 第2項の規定にかかわらず、委員の招集によることが困難であると主査が認めた時には、書面又は電子メールにより審査することができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。